

日本排尿機能学会誌 投稿規定

1. 筆頭著者は本学会の会員であること。
 2. 日本排尿機能学会に発表した内容の原著論文を原則として掲載する。ただし、総説、症例報告等の掲載も可能である。投稿原稿は他の学術誌に掲載済・掲載予定・投稿中であってはならない。
 3. 投稿原稿は、2人以上のレフェリーが審査したのちに採否を決定する。審査の結果、原稿の修正を著者に求めることがある。
 4. 原稿の記述は、以下の順序と形式とする。要約、緒言、文献で改頁すること。
 - 1) 和文表紙：タイトル、所属、著者名、連絡先（住所・氏名・電話番号・FAX 番号・E-mail アドレス）
 - ・ ヒトを対象とする臨床研究ではヘルシンキ宣言や人を対象とする医学系研究に関する倫理指針、あるいは臨床研究法を遵守し、承認を受けた倫理審査委員会などの名称と承認番号、研究対象者（被験者）からの同意取得等の情報を本文中に記載することとする。また、当該臨床研究が介入を伴う前向き研究であり、かつ検証的なものである（探索的な研究は除外する）場合には、医学雑誌編集者国際委員会（JCMJE）の基準を満たす登録サイト（jRCT、UMIN 臨床試験登録システム等）に登録したことを本文中に記載する。なお症例報告においては各施設の規定を遵守することとするが、倫理審査委員会などの承認は必須としない。動物実験では施設の動物実験の倫理委員会での承認を得た場合にはその期日、承認番号を記載する。
 - ・ 論文内容に関する利益相反（Conflict of Interest）の有無を記載する。
 - 2) 英文表紙：タイトル、所属、著者名
 - 3) 英文抄録：400語以内、キーワード（3語以内）。原著の場合は、Objectives、Materials and Methods、Results、Conclusions を項目別に明記する。
 - 4) 和文要旨：400字以内、キーワード（3語以内）。原著の場合は、目的、対象、方法、結果、結論を項目別に明記する。
 - 5) 本文：原著では、緒言、方法、結果、考察の順とする。症例報告では、緒言、症例、考察の順とする。
 - 6) 文献：引用文献は必要最小限にとどめる。本文中の引用順に例示を参照の上、著者名（5名までは全員記載、6名以上は3名記載；他、英語の場合は；et alとする）、題名、雑誌名（略名）、巻数、始めの頁- 終りの頁、西暦年号の順に記載する。
単行本の場合、書名（編著の場合は、論文名、書名、編集氏名）、版数、発行所、発行地、年次、引用頁の順に記す。
- 例 1) Nishizawa O, Yamaguchi O, Takeda M, Yokoyama O ; the TAABO study group.
Randomized controlled trial to treat benign prostatic hyperplasia with overactive bladder using an alpha-blocker combined with anticholinergics. Low Urin Tract Symptoms 3: 29-35, 2011
- 2) 本間之夫, 柿崎秀宏, 後藤百万, 他 ; 排尿に関する疫学的研究委員会. 排尿に関する疫学的研究. 日排尿機能会誌 14: 266-277, 2003

3) 過活動膀胱診療ガイドライン. ブラックウェルパブリッシング株式会社. 東京.
2005. 2-5

- 7) 図 表：必要最小限にとどめる。図は JPEG、GIF、TIFF のいずれかの形式のデータを使用し、原稿の本文中に挿入すべき位置を明示する。
5. 原稿文字数は図表を含めて 20,000 字以内とする。(図表 1 個は 400 字相当)
6. 原稿は和文表紙を 1 頁とし、頁数を記入する。
7. 固有名詞と邦訳のない専門用語を除き、日本語を用いる。略語の使用は避けること。止むを得ず使用するときは、初出のときに原綴を記すこと。
8. 論文に引用された図表、文献等に関する転載許諾は、著者自らが出版社等へ確認し、転載許諾書の写しを論文と共に日本排尿機能学会事務局へ送付すること。
9. 投稿原稿は、日本排尿機能学会事務局へ郵送、または論文原稿、図、表のファイルに分けてメールでの添付ファイルにて送付する(メールアドレス：jcs-sec@convention.co.jp)。
10. 本学会誌に掲載された論文は、本学会に著作権が譲渡されたものとする。著者個人の権利は拘束されないが、著作物の再利用の際には事前に日本排尿機能学会事務局に知らせることとする。
11. 日本排尿機能学会雑誌の掲載論文の全文を大学リポジトリなどのオープンアクセスが可能なデータベースに掲載・公表することは、これを許可しない。なお、論文の要旨および改変した図表であればこの限りではないが、日本排尿機能学会編集委員会の承認を要する。

令和 6 年 9 月 改定